

平成29年9月1日

兵労基安登録第182号(登録有効期限 平成31年3月30日)

兵庫労働局長登録教習機関

(一社)兵庫労働基準連合会 西脇事務所

平成29年度

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条により、吊り上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務は小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ就業できません。つきましては、標記の技能講習を下記により実施いたしますので、該当者は受講されますようご案内いたします。

1. 日時・場所 (学科：2日間) 平成29年11月21日(火) 8:50~17:15 (受付8:40)
" 11月22日(水) 8:50~17:15 (受付8:40)
北はりま職業訓練センター(西脇市平野町189-1)
- (実技：1日間) 平成29年11月26日(日) 8:20~17:30 (受付8:10)
(株)きんでん社営業所(加東市社1238-1)

2. 受講料等

区 分	講習料 (税込み)	テキスト代 (税込み)	合 計	添付書類
免除を受けることができない者	27,000円	1,645円	28,645円	なし
免除を受けることができる者 ・免許取得者(クレーン、デリック、揚貨装置) ・技能講習修了者(5t以上床上操作式クレーン運転・玉掛け) ※特別教育は対象外です	24,840円	1,645円	26,485円	免許証写し 修了証写し

※お申し込み後の取消・返金はできません。ご了承ください。

※科目免除者は、受講免除がありますが、全科目を受講していただきます。

3. 定 員 30名(定員になり次第締め切らせていただきます)
4. 受付期間 9月15日(金)~11月14日(火)

申込方法 申込書(カラー写真を貼付)・受講料を下記へ持参してください。

- ・申込書はHPからダウンロードできます。
- ・ご本人が正確に記入してください。
- ・受講される科目「小型移動式クレーン運転」に(○)を記入してください。
- ・現住所は、住民票の住所を記入してください。
- ・申込書貼付の写真裏面に氏名を記入してください。

②写真はスキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字しますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

(一社)兵庫労働基準連合会 西脇事務所(西脇労働基準協会内)
西脇市西脇771-121 TEL 0795-23-3067

ご提出いただいた個人情報は当事務所が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

(注 意) 本人確認のため、受講者は講習の初日受付時に、本人確認書類(運転免許証・健康保険証・住基カード・マイナンバーカード等)を提示してください。

(お願い) 会場の都合により、学科受講時は「安全靴」でのご来場はご遠慮ください。